



福運協 第 7 号

令和3年2月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議会

会長 榑木 晶子



令和3年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

令和3年1月22日付け、保保年第349号にて貴職から諮問を受けた令和3年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

これまでの保険料負担水準や収支見込額を勘案し、次のとおりとする。

(1) 一般被保険者医療給付費分

令和3年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、53,488円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和3年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、20,511円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

令和3年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、25,114円とすることが適当である。

2. 本協議会の要望事項

(1) 令和元年度に策定した赤字削減・解消計画に基づき、赤字対象となる一般会計繰入金の段階的な削減・解消に取り組んでいるところであるが、一方で保険料の負担が重いとの意見もあるため、市においては、さらなる保険料収入の確保や医療費適正化などの財政健全化に努め、保険者機能等の強化に最大限取り組むよう要望する。

(2) 国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、被保険者自身が健康の保持・増進に主体的に取り組む働きかけが重要であるため、関係団体との連携を強化し、エビデンスに基づく効果的な医療費適正化に積極的に取り組むよう要望する。

(3) 国民健康保険においては、その都道府県単位化によっても、国民健康保険が抱える構造的な問題の解決には至っておらず、財政状況の脆弱性が見られる。他の公的医療保険においても高齢化の進展や医療の高度化等により、厳しい財政状況が続いている。

このような中、国民皆保険制度を持続可能な制度とするため、すべての国民が加入する医療保険制度の一本化など、抜本的な医療保険制度改革について、国へ強く求めるよう要望する。